

# 県税に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱

改正 平成19年3月27日

平成22年12月15日

## 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この要綱は、栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年条例第5号。以下「オンライン化条例」という。）及び栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年規則第17号。以下「オンライン化規則」という。）に基づき、県税について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により申請等を行う場合の対象手続及び申請等の方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 地方税電子化協議会 地方税電子申告システムの共同開発及び共同運営等を行うため、平成15年8月7日に都道府県及び政令指定都市が設立した協議会をいう。
- 二 地方税ポータルシステム 地方税における申告等の手続を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を利用して行うために、地方税電子化協議会が開発及び運営するシステムをいう。
- 三 運営団体 地方税ポータルシステムの運営に参加している地方公共団体をいう。
- 四 税務代理人 税理士法（昭和26年法律第237号）第18条に基づき税理士として登録を受けた者又は同法第48条の2に基づき設立した税理士法人で、納税者から同法第2条第1項第1号に基づく税務代理の委任を受けたものをいう。
- 五 利用者ID 地方税ポータルシステムを利用して申請等を行う者（以下「システム利用者」という。）を特定するために運営団体がシステム利用者に付与する番号をいう。
- 六 暗証番号 システム利用者を特定する際のセキュリティの確保を目的としてシステム利用者に付与する番号をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱で使用する用語は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）、オンライン化条例及びオンライン化規則で使用する用語の例による。

## 第2章 申請等手続

(申請等の指定)

**第3条** オンライン化条例第3条第1項の規定に基づき又は準じて、電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、別表に掲げる申請等とする。

(利用届出)

**第4条** オンライン化規則第3条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して申請等を行おうとする者は、地方税ポータルシステムを利用し、次に掲げる事項をあらかじめ知事に届け出なければならない。

- 一 氏名（法人については、名称）及び住所又は居所
- 二 対象とする手続の範囲

### 三 その他参考となるべき事項

- 2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、利用者 I D 及び暗証番号を通知するものとする。
- 3 前項の利用者 I D 及び暗証番号は、地方税電子化協議会に参加する都道府県及び市町村が共同で利用することができる標準仕様に基づくものとする。
- 4 知事は、第 1 項の規定による届出をする者が本県以外の運営団体から利用者 I D 及び暗証番号の通知を受けているときは、利用者 I D 及び暗証番号を通知しないものとする。
- 5 第 1 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項に変更が生じることとなったときは、遅滞なく、その旨を地方税ポータルシステムを利用し、知事に届け出なければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

**第 5 条** 電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、地方税電子化協議会が提供する利用者用ソフトウェア又はこれと同様の機能を有するものを用いて、本県の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、当該申請等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項並びに前条第 2 項の規定により通知された利用者 I D 及び暗証番号を入力して、当該申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信することにより、当該申請等を行わなければならない。ただし、当該電子署名が税務代理人に係るものである場合には、当該申請等の情報に当該者に係る電子署名を行うこと及び当該電子署名に係る電子証明書を送信することを要しない。

- 2 前項の申請等が行われる場合において、知事は、当該申請等につき規定した法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等（以下この条において「添付書面等」という。）に記載されている事項又は記載すべき事項を併せて入力して送信させることをもって、当該添付書面等の提出に代えさせることができる。
- 3 第 1 項の申請等が行われる場合において、添付書面等が登記簿の謄本又は抄本であるときは、知事がこれに代わるべき電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成 11 年法律第 226 号）第 2 条第 1 項に規定する登記情報の送信を同法第 3 条第 1 項の規定による指定を受けた者から受けるのに必要な情報であって、当該者から送信を受けたものを送信させることをもって、当該添付書面等の提出に代えさせることができる。

(申請等において氏名等を明らかにする措置)

**第 6 条** オンライン化規則第 3 条の規定に基づく申請等において記載すべき事項とされた署名等に代わるものについては、電子情報処理組織を使用して行う当該申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該申請等と併せて送信すること又は利用者 I D 及び暗証番号を入力して申請等を行うことをいう。

## 第 3 章 雑則

(手続の細目)

**第 7 条** この要綱に定めるもののほか、電子情報処理組織の使用に係る手続に関し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

- 2 地方税ポータルシステムの利用に当たっては、地方税電子化協議会が定める地方税ポータルシステム利用規約等を遵守しなければならない。

### 附 則

この要綱は、平成 18 年 1 月 16 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 27 日 改正）

改正後の要綱は、平成19年4月2日から適用する。

**附 則**（平成22年12月15日 改正）

改正後の要綱は、平成22年12月20日から適用する。

別表（第3条関係）

条例等	規定	手続の内容
栃木県県税条例（平成17年条例第5号）	第34条	申告書及び書類の提出
	第35条	届出書及び書類の提出
	第58条	申告書及び書類の提出
	第60条	届出書及び書類の提出